

「電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案等」に対する意見提出者

(意見募集期間：平成 27 年 11 月 25 日～同年 12 月 24 日)

(受付順、敬称略)

提出意見数：6 件		
受付	意見受付日	意見提出者
1	平成 27 年 12 月 6 日	個人 A
2	平成 27 年 12 月 6 日	個人 B
3	平成 27 年 12 月 23 日	個人 C
4	平成 27 年 12 月 24 日	ソフトバンク株式会社
5	平成 27 年 12 月 24 日	東日本電信電話株式会社
6	平成 27 年 12 月 24 日	KDDI 株式会社

**「電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案等」
に対して提出された意見及び総務省の考え方**

1 総論

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無								
<p>【意見 1-1】 本改正案のうち、電気通信事業報告規則の報告項目の一部廃止又は報告頻度の減少について賛同。</p>	<p>【考え方 1-1】</p>									
<p>・ 電気通信事業報告規則様式第 6、様式第 11 及び様式第 12 既存の報告項目の一部廃止または報告頻度の減少を旨とする改正であり、改正案に賛同します。</p> <p align="right">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・ 電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案等（以下「本改正案」といいます。）に賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無 （賛同意見のため）</p>								
<p>【意見 1-2】 事業者における業務負担等を踏まえ、引き続き電気通信事業報告項目の一部廃止を検討してほしい。</p>	<p>【考え方 1-2】</p>									
<p>・ 電気通信事業報告規則その他 規則で求められる報告項目においては市場評価や政策立案に活用されているか不明なものも少なくありません。事業者において、報告規則に係る業務負担が相応に生じていることもご勘案の上、報告規則に基づく報告内容は電気通信事業法第 166 条において定められている「法律の施行に必要な限度」とすることを徹底頂き、今後のサービス提供状況等も踏まえ、引き続き報告項目の一部廃止を検討して頂きたいと考えます。</p> <p>なお、弊社における要望事項を以下に記載します。</p> <table border="1" data-bbox="152 995 1249 1401"> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 995 383 1107">様式第 3 第 2 表 及び様式第 15</td> <td data-bbox="383 995 1249 1107">MVNO 事業者名の報告における契約数 3 万以上／3 万未満の区分は、MVNO の立場において集計が必要なものであり、MNO から報告する必要性がないと考えるため、当該区分の廃止を要望します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1107 383 1219">様式第 7</td> <td data-bbox="383 1107 1249 1219">移動通信向けのインターネット接続サービスの規模は、様式第 3 第 1 表の契約数をもって概ね把握可能と考え、本様式における移動通信向けの欄の廃止を要望します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1219 383 1331">様式第 9</td> <td data-bbox="383 1219 1249 1331">DSL アクセスサービスは契約数が減少の一途であり、サービス内容の詳細を把握する必要性は低下しているものと考え、本様式における速度別の欄の廃止を要望します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1331 383 1401">様式第 11</td> <td data-bbox="383 1331 1249 1401">携帯・PHS アクセスサービス契約数の規模は、様式第 3 第 1 表の契約数をもって概ね把握可能と考え、本様式の廃止を要望します。</td> </tr> </tbody> </table>	様式第 3 第 2 表 及び様式第 15	MVNO 事業者名の報告における契約数 3 万以上／3 万未満の区分は、MVNO の立場において集計が必要なものであり、MNO から報告する必要性がないと考えるため、当該区分の廃止を要望します。	様式第 7	移動通信向けのインターネット接続サービスの規模は、様式第 3 第 1 表の契約数をもって概ね把握可能と考え、本様式における移動通信向けの欄の廃止を要望します。	様式第 9	DSL アクセスサービスは契約数が減少の一途であり、サービス内容の詳細を把握する必要性は低下しているものと考え、本様式における速度別の欄の廃止を要望します。	様式第 11	携帯・PHS アクセスサービス契約数の規模は、様式第 3 第 1 表の契約数をもって概ね把握可能と考え、本様式の廃止を要望します。	<p>・ 電気通信事業報告規則に基づく報告事項については、電気通信事業の公正な競争の促進、電気通信役務の円滑な提供の確保、電気通信の健全な発達等が図られているか分析・検証を行うため、現時点においては要望事項として挙げられた報告事項は必要であると考えます。</p> <p>・ また、本改正案においては、報告の必要性等に鑑み、報告事項の精査及び報告頻度の見直しを行っているところです。今後とも変化の激しい電気通信市場の動向等を十分注視し、電気通信事業法を適切に施行する上で必要性が低いと判断できる項目については、所要の見直しを行ってまいります。</p>	<p>無</p>
様式第 3 第 2 表 及び様式第 15	MVNO 事業者名の報告における契約数 3 万以上／3 万未満の区分は、MVNO の立場において集計が必要なものであり、MNO から報告する必要性がないと考えるため、当該区分の廃止を要望します。									
様式第 7	移動通信向けのインターネット接続サービスの規模は、様式第 3 第 1 表の契約数をもって概ね把握可能と考え、本様式における移動通信向けの欄の廃止を要望します。									
様式第 9	DSL アクセスサービスは契約数が減少の一途であり、サービス内容の詳細を把握する必要性は低下しているものと考え、本様式における速度別の欄の廃止を要望します。									
様式第 11	携帯・PHS アクセスサービス契約数の規模は、様式第 3 第 1 表の契約数をもって概ね把握可能と考え、本様式の廃止を要望します。									

様式第 17	国内専用線は契約数が減少の一途であり、サービス内容の詳細を把握する必要性は低下しているものと考え、本様式における都道府県間及び MA 間の欄の廃止を要望します。		
【ソフトバンク株式会社】			
【意見 2】 本改正案について賛成。		【考え方 2】	
本改正に賛成である。 適切な改正と思われた。 【個人 C】		<ul style="list-style-type: none"> 本改正案に賛同の御意見として承ります。 	無 (賛同意見のため)

2 電気通信事業報告規則様式第 8 (FTTH アクセスサービス) 関係

【意見 3】 FTTH アクセスサービスの提供状況に関して、「卸役務」提供ベースの契約数も加味して利用者の視点に重点を置いた分析・評価を行うべき。	【考え方 3】	
<p>当社が平成 27 年 2 月より開始した「光コラボレーションモデル」(サービス卸) のサービス提供事業者の数は平成 27 年 11 月時点で 182 社にまで拡大しており、その卸契約数は 200 万契約を超えています。また、従来から電気通信事業を営んできた I S P 事業者、携帯電話事業者及び C A T V 事業者はもとより、これまでは電気通信事業を営んでいなかった教育分野、医療分野、エネルギー分野といった異業種のサービス提供事業者が参入することにより、当社のフレッツ光のみでは提供できなかった、F T T H サービスを活用した新たな融合サービスが登場し始めています。</p> <p>今般の「電気通信事業報告規則の一部改正案」では、光信号伝送用の端末系伝送路設備を「自己設置」または「接続」して F T T H アクセスサービスを提供する電気通信事業者だけでなく、卸電気通信役務の提供を受けて 3 万契約以上の F T T H アクセスサービスを提供する卸先事業者および再卸先事業者についても、契約数等の報告が必要とされています。</p> <p>本改正省令が施行された際には、当社を含む電気通信事業者からの報告により、F T T H アクセスサービスの提供状況に関して、これまでよりも市場の実態をよりの確に捉えた情報が収集されうるものと考えます。今後、それらの情報を基にして貴省が実施される情報通信市場の分析・評価にあたっては、電気通信事業者間でどのような取引を行っているかという観点よりも、むしろ、最終利用者が具体的にどの提供事業者のどのようなサービスを選択しているのかといった、利用者の視点に重点をおいた分析・評価を行っていただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、例えば、F T T H アクセスサービスの事業者別契約数シェアを把握・分析する際には、これまでの「自己設置」または「接続」提供ベースの契約数だけでなく、「卸役</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成 27 年 9 月 14 日)において示されたとおり、FTTH 市場における競争を促進する観点から、「自己設置」「接続」「卸役務」の 3 形態の中から電気通信事業者が自らの資金力や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備されていることが重要と考えます。 総務省においては、同答申も踏まえ、従前の「自己設置」又は「接続」による形態のみではなく、「卸役務」による形態の動向についても適切に把握・分析するとともに、公正競争の促進、設備投資インセンティブへの配慮等の観点から、接続料と卸料金水準や、FTTH 市場における「自己設置」「接続」「卸役務」の競争状況に関する検証を実施していくこととしております。 利用者視点に重点を置いた分析・検証に関する御意見については、総務省において電気 	無

<p>務」提供ベースの契約数も加味し、最終利用者向けサービス全体の事業者別契約数シェアを取り扱うことが、市場の実態をよりの確に反映したものになると考えます。</p> <p>そのような分析・評価を通じて、「光コラボレーションモデル」により実現する多様な事業者の創意工夫によるイノベーション等の取組みのモチベーションを高め、多種多様なサービスの創出を後押ししていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>通信事業分野における競争状況の評価を行う際に、電気通信事業報告規則に基づく報告内容等に加えて利用者アンケート調査の結果等も踏まえた分析・評価を行っており、引き続き、利用者視点の分析・検証を行ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、「卸役務」提供ベースの契約数シェアに関する御意見については、改正後の電気通信事業報告規則に基づき分析・検証が可能となるため、適切に対応してまいります。 	
<p>【意見4】</p> <p>電気通信事業報告規則の一部改正案について賛同する。FTTH市場の検証については、本改正案による報告事項に基づき、適切に行っていただくとともに、透明性のある形で有効に活用いただきたい。</p>	<p>【考え方4】</p>	
<p>今般の電気通信事業報告規則の一部改正案については、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方-世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて-」（平成26年12月18日）及び情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日）を踏まえたものであり、電気通信事業分野の市場動向の適切な分析・検証に資するものとして賛同します。</p> <p>「自己設置」「接続」「卸役務」の適切なバランスの確保や公正な競争の促進等の観点から、本改正により報告される各種データを用いて、FTTH市場における競争の状況に関する検証を適切に行っていただきたいと思います。</p> <p>特に、ボトルネック設備保有に起因するNTT東・西の市場支配力が、接続や卸取引を通じて市場に影響を及ぼしていないか、NTTグループ（NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ・NTTぷらら等）のシェアが増大していないか等について、定期的な公表や競争評価の後継スキームで検証する等、透明性のある形で有効に活用していただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本改正案に賛同の御意見として承ります。 また、FTTH市場の検証に関する考え方については、「考え方3」のとおりです。 総務省においては、平成28年5月に施行を予定している電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）により、卸電気通信役務に係る事後届出制を導入するとともに、その内容を整理・公表する制度を整備しました。また、透明性を確保する観点から届出に関する情報を審議会に報告することとしております。なお、NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況及び当該サービスに係る市場動向について、平成27年12月17日に、情報通信審議会に報告するとともに報告内容を公表したところです。今後とも透明性を確保した上で、適切に分析・検証を行ってまいります。 	<p>無 (賛同意見のため)</p>

3 その他

<p>【意見5】 携帯電話料金が高い。2年縛りも問題がある。</p>	<p>【考え方5】</p>	
<p>私は今の携帯電話料金とても高いと思います。スマートフォンになってからとても高くなったと思います。携帯電話事業者もスマートフォンに乗り換えてほしいなら料金をもっと安くするべきだと思います。こんなに高くしてはフィーチャーフォンを保有している高齢者の方々はスマートフォンに乗り換える気になれないと思います。携帯電話事業者はもっと値下の努力をするべきです。キャッシュバックなど行きすぎた値下げ競争これは今すぐにやめるべきです。スマートフォンの月額利用料本当に高すぎます。総務省は携帯電話事業者に甘いと思います。しっかりやってくださいよ。今や官庁も民間も関係ありません。いくら今やインターネットなどとのセット割引があると言ってもまだまだ高いです。2年縛りもこれ大問題です。2年間契約してやっているのに2年経った次の1か月に解約しないとその翌月からはずっと解除料とられるこれおかしいですね。2年の約束で契約したんだからそれからはずっといつ解除しても解除料とらないのが普通ですよ。携帯電話事業者は何を考えているのでしょうか？もっと利用している者のことを考えてほしいですね。総務省も前からこの議論何回かやってもなかなか改善しない今度こそは改善するように努力してください。日本の大手携帯電話事業者は高いスマートフォンばかり出します。なぜ安いスマートフォン出してくれないのでしょうか？これもおかしいですね。格安SIM事業者が出しているスマートフォン安いのも出してください。この端末の分割代金も払うの大変です。安いスマートフォンあるなら私はそっちを選びます。日本の大手携帯電話事業者は本当に高いです。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本改正案に対する直接の御意見ではないため、参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>【意見6】 アプリケーションのダウンロードの際に、他のアイコンを含めてダウンロードがされないよう規制すべき。 また、日本のSIMフリー端末について、他国同様のSIMフリー端末を販売すべき。</p>	<p>【考え方6】</p>	
<p>現在、ドコモにてiPhoneを使用していますが、ドコモのメールアプリをダウンロードすると一緒に、dヒッツやdゲームといったアイコンが10数個ダウンロードされる これらは、いわゆるアプリではなくブックマークアイコンのようなものだがハッキリ言ってこれらのアイコンはDLされる必要がない。 ウザいので、一緒にDLされ無いように規制するべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本改正案に対する直接の御意見ではないため、参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none">• SIMフリー機について アップル窓口を中心に、SIMフリー機が発売されてるが日本で買えるSIMフリー機は、マナーモードにしても撮影時に「カシャ」と音になる 海外では、SIMフリー、キャリアロック機問わず原則マナーモードでは音が消える。 日本でのSIMフリーはSIMフリーと言えず、いわば日本ロック（カントリーロック）である。 SIMフリーなら、他国と同じように完全なSIMフリーを発売するべき。 <p style="text-align: right;">【個人B】</p>		
--	--	--